

定 款

(2026 年 4 月 28 日改定)

株式会社ネオジャパン

第1章 総則

第1条（商号）

- 1 当社は、株式会社ネオジャパンと称し、英文では、NEOJAPAN Inc.と表示する。

第2条（目的）

- 1 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、賃貸、使用許諾及び保守に関する業務
 - (2) コンピュータハードウェアの製造、販売、賃貸、使用許諾及び保守に関する業務
 - (3) インターネット等のコンピューターネットワークを利用した各種情報提供サービス及び情報収集サービス
 - (4) カタログ及びインターネット等のコンピューターネットワークを利用した通信販売及び広告業務
 - (5) 各種イベント、催事の企画、制作、運営業務
 - (6) 事務機器、家庭用電気製品、医療機器、健康器具、アパレル製品の販売
 - (7) 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

- 1 当社は、本店を横浜市西区に置く。

第4条（公告方法）

- 1 当社の公告は、電子公告により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

- 1 当社の発行可能株式総数は、38,400,000株とする。

第6条（自己株式の取得）

- 1 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

- 1 当社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の権利制限）

- 1 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第10条（株式取扱規則）

- 1 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（基準日）

- 1 当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

第12条（招集）

- 1 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第13条（招集権者および議長）

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第14条（電子提供措置等）

- 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

- 1 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議事録）

- 1 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

- 1 当社は、取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

- 1 当社の取締役は、10名以内とする。

第20条（取締役の選任および解任）

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第21条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第 2 2 条（代表取締役および役付取締役）

- 1 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 2 3 条（取締役会の招集権者および議長）

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 2 4 条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することが出来る。

第 2 5 条（取締役会の決議の方法）

- 1 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 2 6 条（取締役会の決議の省略）

- 1 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 2 7 条（取締役会の議事録）

- 1 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

第 28 条（取締役会規則）

- 1 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 29 条（取締役の報酬等）

- 1 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

- 1 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 31 条（監査役および監査役会の設置）

- 1 当社は、監査役および監査役会を置く。

第 32 条（監査役の員数）

- 1 当社の監査役は、3 名以上とする。

第 33 条（監査役の選任）

- 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第34条（監査役の任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

第35条（常勤監査役）

- 1 当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。

第36条（監査役会の招集通知）

- 1 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第37条（監査役会の決議の方法）

- 1 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会の議事録）

- 1 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

第39条（監査役会規則）

- 1 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第40条（監査役の報酬等）

- 1 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役の責任免除）

- 1 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

第42条（会計監査人の設置）

- 1 当社は、会計監査人を置く。

第43条（会計監査人の選任）

- 1 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第44条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

- 1 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第46条（事業年度）

- 1 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

第47条（期末配当金）

- 1 当社は、株主総会の決議によって毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

第48条（中間配当金）

- 1 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第49条（期末配当金等の除斥期間）

- 1 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。